

出産育児一時金請求フローチャート

出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度を

利用する

利用しない
利用できない

医療機関等と直接支払制度を利用する旨の合意文書を交わす。
※合意文書には「出産育児一時金の申請先保険者」が記載されます。

医療機関等と直接支払制度を利用しない旨の合意文書を交わす。
※合意文書には「出産育児一時金の申請先保険者」が記載されます。

出産

出産
出産費用全額を医療機関等へお支払いいただきます

出産費用は出産育児一時金の金額（50万円）未満（注1）でしたか？（双子の場合は、100万円）
（注1）産科医療補償制度未加入機関での出産の場合 48.8万円

◆出産育児一時金申請◆

- 【申請書】
- 健康保険出産育児一時金請求書
- 【添付書類】
- 請求書所定欄に市区町村長または医師・助産師の証明
 - 医療機関等から交付される直接支払に関する合意文書のコピー
 - 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書のコピー

はい

いいえ

出産費用が出産育児一時金の額を超えた場合、超えた額を医療機関等へお支払いいただきます。出産育児一時金の申請は、全額について医療機関等がおこないますので、お手続きの必要はありません。

◆出産育児一時金差額申請◆

- 【申請書】
- 健康保険出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書
- 【添付書類】
- 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書のコピー

出産費用との差額について勝又健保へご請求いただきます。差額をご請求いただけることを勝又健保で把握できた時点で（通常、出産から2～3ヶ月後）差額申請書をお送りし、請求についてご案内いたします。
なお、勝又健保からのご案内を待たずに、ご請求いただくことも可能です。

◆出産育児一時金内払金支払依頼◆

- 【申請書】
- 健康保険出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書
- 【添付書類】
- 申請書所定欄に市区町村長または医師・助産師の証明（注2）
 - 医療機関等から交付される直接支払に関する合意文書のコピー
 - 医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書のコピー

（注2）出産費用の領収・明細書に「出産年月日」及び「出生児数」が記載されている場合は不要です。

勝又健保からのご案内により請求

勝又健保からのご案内を待たずに請求